

○国家公安委員会規則第六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十九日

国家公安委員会委員長 武田 良太

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係

法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。